

埼玉県

介護福祉士 修学資金 貸付制度

詳しくは裏面を見てね！

介護福祉士をめざす皆さんを
応援します！

吉川福祉専門学校

(2016年4月 東洋医療福祉専門学校より校名変更)

実施主体

埼玉県 社会福祉協議会

埼玉県

介護福祉士修学資金貸付制度

貸付対象

平成29年度に埼玉県内の介護福祉士養成施設（本校のような専門学校など）に入学して、卒業後、埼玉県内の福祉施設等において介護福祉士として介護業務に従事しようとする方。

貸付限度額

- ①月額5万円
 - ②入学準備金20万円
 - ③就職準備金20万円
 - ④国試受験対策費用8万円
- 注1) 入学準備金及び就職準備金は、それぞれ貸付の初回と貸付の最終会に加算されます。
- 注2) 貸付には審査がありますので、貸付できないことがあります。
- 注3) 本校の場合は、168万円が限度額となります。

申請手続き

申請には専門学校などに入学後、専門学校などを経由して行います。

返還について

専門学校などを卒業後、直ちに埼玉県内の福祉施設等において介護業務に従事した方は、修学資金の返還の猶予を受けることができます。また、猶予を受けた方が引き続き5年間継続して同業務に従事した場合は、返還の免除を受けることができます。

注4) 返還の猶予に関する事項は、個別にお問い合わせください。

注5) 専門学校などを卒業後、直ちに埼玉県内の福祉施設等において介護業務に従事しなかった場合は、返還の義務が発生します。

<よくあるお問い合わせ>



他の貸付事業と併用することはできますか？



日本学生支援機構奨学金制度との併用は可能です。



介護業務の従事内容とはどのようなものですか？



広い意味での介護業務全般になります。雇用形態は、正規職員、パート、非常勤など問いません。



埼玉県内の福祉施設に就職したが、会社等の事情により県外の施設に異動になったら、返還の義務が発生しますか？



会社等の事情であれば、引き続き返還の免除を受けることが出来ます。

介護福祉士修学資金貸付制度についてもっと詳しく知りたい場合や、その他奨学金、学費サポート制度等についてのご相談、ご質問などお気軽にお尋ねください。
下記にお電話いただくな、ホームページをご覧ください。



吉川福祉専門学校

(2016年4月 東洋医療福祉専門学校より校名変更)

〒342-0041 埼玉県吉川市保1-23-14

TEL 048-984-4701

<http://www.yoshikawa-fukushi.ac.jp/>